

令和3年度 あきる野商工会住宅改修工事等助成事業のご案内

あきる野商工会では管内の地域振興事業として、あきる野市または檜原村に居住の方が、あきる野商工会会員事業者（但し、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）が無く、一般の地域店舗に比べて規模が大きな事業者などは会員事業所であっても対象外）によって個人住宅の改修工事等を行った場合、その費用の一部を助成いたします。

この機会に、地域事業者の利用や多摩産材・省エネ設備機器導入等の促進を図っていただきますよう、どうぞご活用ください。

助成金額	10万円以上（税別）の改修工事等の見積額（税別）と工事完了後の工事支払額（税別）のいずれか少ない金額の5%で、 <u>上限10万円を助成</u> 。1世帯年1回限り。
申請期間	令和3年7月1日（木）から令和4年2月28日（月） ※ 令和3年7月1日（木）以降、あきる野商工会へ申請をした後に工事着工し、令和4年2月28日（月）までに完了報告書類一式（工事完了届・交付請求書・工事施工中、終了後の写真・領収書の写し他）を提出できる工事が対象。 ※ 申請手続は先着順で受付けますが、助成金（予定額を含む）が予算額に達し次第受け付けを終了いたします。予告なく受付を終了することがあります。
申請者の資格	（1）申請日現在及び工事等完了後も引き続き、あきる野市または檜原村に居住する方 （2）申請日現在において、住民税及び固定資産税を滞納していない方 *但し、当会とは別にあきる野市または檜原村が実施する助成金・補助金制度を重複して利用することは不可。
対象となる住宅	あきる野市民または檜原村民が所有・居住しており、次の①から③のいずれかに該当するもの ①個人住宅 ②併用住宅における個人住宅部分 ③集合住宅における個人住宅部分
対象となる工事	①住宅本体の修繕・改築、外壁修繕・塗り替え等 ②在宅ワークスペースを確保するための改修工事 ③接触を低減するための改修工事 ④衛生環境に配慮した改修工事 ⑤換気に配慮した改修工事 ⑥ガーデニングをするための花壇等の環境整備（グリーンリフォーム工事） ⑦新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備と認められる工事や居住空間の快適さを高める工事と認められるもの ⑧自然災害対策に関する改修工事
工事を行える業者	あきる野商工会会員事業所（但し、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）が無く一般の地域店舗に比べて規模が大きな事業者などは会員事業所であっても対象外）で、助成金交付申請書に記載された改修工事等を行う事業者。
申請及びお問合せ先	あきる野商工会 本所 あきる野市秋川1-8ルピア TEL 042-559-4511 あきる野商工会 支所 あきる野市五日市411（市役所出張所2階） TEL 042-596-2511 8時30分（支所は9時30分）～17時まで（土日祝日・年末年始除く）